平成２３年（フ）第４９２号
静岡市駿河区中島1396番地の４
債務者　本田　利一
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４９３号
静岡市駿河区中島1396番地の４
債務者　本田　里早
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９５９号
東京都羽村市小作台２丁目12番地12ハイクレスト303
債務者　星野　拓矢
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月28日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第９６０号
東京都立川市曙町３丁目20番６号レオパレスゴールデンベセル104号
債務者　平良　哲也
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月28日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第９８３号
東京都西多摩郡日の出町大字平井2292番地１メゾンドプルニエＡ102号
債務者　斎藤　　真
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月28日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第９８４号
東京都西多摩郡日の出町大字平井2292番地１メゾンドプルニエＡ102号
債務者　伊藤マリ子
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月28日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第９４号
石川県小松市向本折町ニ30番地１、従前の住所新潟県新発田市中曽根町３丁目７番20号ルミエール・すわのき　Ｃ棟202
債務者　近藤　禮子
1　決定年月日時　平成23年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月17日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第５２６号
栃木県さくら市馬場1674番地３
債務者　小嶋　広行
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５３６号
栃木県宇都宮市一条１丁目２番５号　一条ファインコーポ102号、前住所栃木県宇都宮市一条１丁目２番５号
債務者　石井　　晃
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５３７号
栃木県大田原市黒羽田町605番地、前住所栃木県矢板市鹿島町６番27号
債務者　君島　盛夫
1　決定年月日時　平成23年８月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５３９号
栃木県宇都宮市瑞穂２丁目６番地２
債務者　前澤　史久
1　決定年月日時　平成23年８月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月14日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５５１号
栃木県宇都宮市徳次郎町80番地３、前住所栃木県宇都宮市鶴田町3358番地23
債務者　齋藤　正信
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５５２号
栃木県宇都宮市徳次郎町80番地３、前住所栃木県宇都宮市鶴田町3358番地23
債務者　齋藤　陽子
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５６６号
栃木県宇都宮市春日町７番１号　県営春日住宅１号棟32号室
債務者　大和田信行
1　決定年月日時　平成23年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５６７号
栃木県宇都宮市平松本町652番地Ｃ号棟、前住所栃木県宇都宮市平松本町652番地
債務者　須田恵津子
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係